

<報道発表資料>

令和 8 年 1 月 29 日
伏見警察署
向日町警察署
京都市伏見区役所
(担当: 地域力推進室まちづくり担当)

伏見警察署・向日町警察署連携事業

高齢者世帯向けに防犯機能付き電話機を支給

伏見区では、「世界一安心安全・おもてなしのまち 京都市民ぐるみ推進運動」の一環として、防犯の取組を推進しています。

近年、高齢者を中心に多発している特殊詐欺の被害は深刻で、昨年の伏見区内の被害総額は 4 億円を超えており、非常事態といえる状況です。

この度、伏見地域（伏見区の所管区域内のうち、深草支所の所管区域及び醍醐支所の所管地域を除く区域）では、伏見警察署及び向日町警察署と連携し、特殊詐欺を防止するためのアドバイス等を行い、伏見地域の方に防犯機能付き電話機を支給します。

【支給概要】

● 対象

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 伏見地域にお住まいの 75 歳以上の方
- (2) 京都市くらし安全推進課が令和 5 年 11 月及び令和 6 年 10 月に実施した防犯機能付き電話機の配布を受けていない方
- (3) 当事業で防犯機能付き電話機の支給を受けていない方

● 内容

対象となる世帯のうち、ご希望される方に防犯機能付き電話機を 1 台配布します。

● 申込期間 令和 8 年 2 月 16 日（月）～25 日（水）

● 支給台数 25 台

● 申請方法

「支給申請書」に必要事項を記入のうえ、伏見区役所地域力推進室まちづくり担当へ提出してください。

※申請書は伏見区役所ホームページからダウンロードできます。

U R L : <https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000349080.html>

※伏見区役所 1 階 1 1 番窓口（伏見区役所地域力推進室まちづくり担当）でも配布します。

● 支給条件

- (1) 電話線の電話線コードがモジュラージャックに対応していること
- (2) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではない者であること
- (3) 「伏見地域防犯機能付き電話機支給事業実施要綱」を遵守すること

※要綱は伏見区役所ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/fushimi/page/0000349080.html>

● 支給の決定 申請内容を審査し、抽選のうえ、令和 8 年 2 月下旬を予定

● 経費負担

防犯機能付き電話機の支給は、無償とします。ただし、次の各号に掲げる費用については、被支給者が負担するものとします。

- (1) 使用に係る電気代、通信料及び電話番号表示サービス利用料
- (2) 破損、故障、不具合等に係る修理等に要する費用
- (3) 前各号に掲げるもののほか、維持管理等に要する費用

● 申請・お問合せ先

伏見区役所地域力推進室まちづくり担当（川辺・熊本）

〒612-8062 京都市伏見区鷹匠町 39-2 Tel075-611-1144 fax075-611-0634

<支給する防犯機能付き電話について>

- ・ファックス機能はありません。
- ・短縮ダイヤル等の設定は、被支給者において設定作業をお願いします。
- ・ナンバーディスプレイ等に契約いただく必要がございます。
- ・NTT回線を契約する 70 歳以上の方は、ナンバーディスプレイの使用料等が無償化されます。詳しくは NTT 西日本 特殊詐欺対策に関するご相談ダイヤル（0120-931-965）へお問い合わせください。